

令和6年度採用

宮代町会計年度任用職員 募集要項

スポット任用

この制度は、あらかじめ会計年度任用職員（スポット任用登録者）として登録していただき、短期間や繁忙期の業務に対して会計年度任用職員の任用が必要となった場合に、登録者の中から必要に応じて選考を行います。

そのため、登録期間中に必ずしも任用されるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

●登録受付期間（持参または郵送）

令和5年12月1日（金）から令和6年11月29日（金）まで

●登録有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員は、1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）で勤務する非常勤職員です。

一般職の地方公務員としての身分を有するとともに、職務に専念する義務等の服務規律が適用されます。

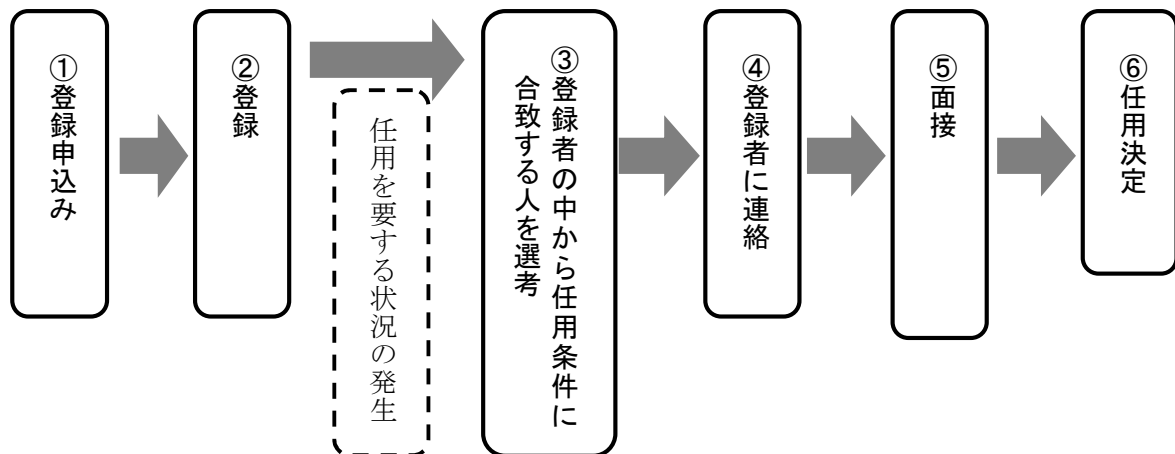
2 登録資格

次に掲げる地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は、登録できません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 宮代町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、任用される職種により、資格等が必要になる場合があります。

3 登録申込みから任用までの流れ



①登録申込み

登録を希望する場合には、「令和6年度 宮代町会計年度任用職員登録申込書」に必要事項を記入の上、受付期間中に提出してください。

②登録

申込に不備がないかどうか確認の上、会計年度任用職員としての任用候補者として登録を行います。

③登録者の中から条件に合致する人を選考

各担当課において、短期間または繁忙期に会計年度任用職員の任用が必要になった場合に、任用の条件（登録区分、勤務時間等）に合致する人を選考します。

④登録者に連絡

③により選考した登録者の方へご連絡します。その際、勤務内容等についてご説明しますので、面接の希望有無をお伝えください。

⑤面接

④により面接を希望された方を対象に面接を実施します。任用の可否について判定します。

⑥任用決定

面接の結果、任用可の結果であった時は、任用決定となります。

4 登録区分

次に掲げる区分での登録になります。

区分	職種	主な任用職務
一般事務	一般事務	各種事業受付事務 等（例：確定申告、健診 等）
保育	保育士	保育士補助業務 等
医療	保健師・看護師・ 管理栄養士	保健師補助業務、管理栄養士補助業務、保健事業補助 等
学校教育	非常勤講師	小中学校教職員代替 等
文化財保護	発掘作業員	発掘調査実施時の発掘作業及びこれに伴う整理作業 等

5 申込手続き

- (1) 申込期間 令和5年12月1日(金)から令和6年11月29日(金)まで
(土日祝日、12月29日から1月3日までを除く)
- (2) 受付時間 8時30分から17時15分まで
- (3) 申込場所 宮代町役場 総務課 庶務職員担当 (役場2階 ⑩番窓口)
に持参または郵送。(郵送の場合は、簡易書留、申込期間内必着。)
- [郵送先] 〒345-8504 埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1
宮代町総務課 庶務職員担当 あて
- (4) 提出書類 ①令和6年度 宮代町会計年度任用職員登録申込書
②資格証等の写し ※以下の区分の職種を希望する方は提出

区分	職種	資格証等
保育	保育士	保育士証
医療	保健師	保健師免許証
	管理栄養士	管理栄養士免許証
	看護師	看護師免許証
学校教育	非常勤講師	教員免許状

6 勤務条件等

- (1) 任用期間
任用期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間で、任用する職務に要する期間です。
また、任用後1か月間は「条件付採用期間」となります。(実際の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで期間が延長されます。)
- (2) 服務
任用された場合は、地方公務員法に基づき、次の服務規律が適用されます。
なお、勤務成績が良くない場合、公務員としての適格性を欠く場合、心身の故障等により勤務ができない場合は、分限処分を行う場合があります。また、法令違反等の非違行為があった場合は、懲戒処分の対象となります。

* 服務の宣誓	* 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
* 信用失墜行為の禁止	* 秘密を守る義務
* 政治的行為の制限	* 職務に専念する義務
* 営利企業への従事等の制限 (パートタイム会計年度任用職員は適用外)	* 争議行為等の禁止

(3) 給与・報酬等

- ・任用形態ごとに、次の給付があります。

任用形態	給付の種類
フルタイム	給料(※1)、地域手当、通勤手当(※2)、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、期末手当(※3)
パートタイム	報酬(地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給の相当額の報酬を含む)(※1)、期末手当(※3)、費用弁償(通勤費相当額)(※2)

※1 給与改定等により、給与及び報酬は変わる場合があります。

※2 交通用具を利用し、通勤距離が片道2キロメートル以上の場合に支給されます。

※3 1週間の所定労働時間が15時間30分以上で、任用期間が6か月以上の場合に、6月と12月に支給されます（年2.40月分（初年度は1.56月分）。令和6年度から期末手当の支給対象者に勤勉手当の支給を予定しています）。

・パートタイムの場合、以下の報酬（時給）となります。

（令和5年12月1日現在）

職種	報酬（時給）	職種	報酬（時給）
一般事務	1,028円	保育士	1,238円
保健師	1,709円	管理栄養士	1,540円
看護師	1,540円	非常勤講師	1,329円
発掘作業員	1,044円		

※宮代町の会計年度任用職員としての職歴に応じ、報酬額が加算される場合があります。

（4）休暇等

年次有給休暇の他、結婚、忌引、病気休暇などがあります。

※勤務条件によって休暇の種類や日数の付与は異なります。

（5）社会保険等

加入要件を満たす場合には、共済短期給付（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

（6）公務災害

町の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかの適用があります。

7 問合せ先

宮代町 総務課 庶務職員担当 TEL 0480-34-1111（内線202）

* 「会計年度任用職員スポット任用登録」については、「会計年度任用職員通常任用」に応募の方、任用中の方も、登録申込みが可能です。

扶養範囲内（年収 130 万円未満）での勤務を希望する方へ

地方自治法の改正により、会計年度任用職員の給与制度（賞与）が見直され、従来の期末手当に加え、令和 6 年度からは勤勉手当の支給が可能となりました。当町においても、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給する方向で条例改正を予定しています（令和 6 年 3 月議会に上程予定）。

仮に、当町の一般職員と同様の支給割合となった場合、これまでと同様の勤務条件であっても、賞与が支給される方（任期 6 月以上、かつ、週 15 時間 30 分以上）は、年収 130 万円を超え、扶養の対象外となることを見込まれます。

扶養範囲内での勤務を希望する場合は、十分に注意いただくようお願いします。

■勤務パターン例 1（週 15 時間勤務）				
勤務時間	週 2.5 日（週 2 日と週 3 日を交互）・1 日 6 時間勤務			
報酬	時給 1,055 円	月収 65,938 円	賞与なし	年収 791,250 円
社会保険	（健保扶養）（年金扶養）（雇用保険なし）			

■勤務パターン例 2（週 15 時間勤務）				
勤務時間	週 3 日・1 日 5 時間勤務			
報酬	時給 1,055 円	月収 65,938 円	賞与なし	年収 791,250 円
社会保険	（健保扶養）（年金扶養）（雇用保険なし）			

■勤務パターン例 3（週 18 時間勤務）				
勤務時間	週 3 日・1 日 6 時間勤務			
報酬	時給 1,055 円	月収 79,125 円	賞与あり	年収 1,305,563 円
社会保険	国民健康保険、国民年金（雇用保険なし）			

■勤務パターン例 4（週 25 時間勤務）				
勤務時間	週 5 日・1 日 5 時間勤務			
報酬	時給 1,055 円	月収 109,896 円	賞与あり	年収 1,813,281 円
社会保険	共済短期、厚生年金保険、雇用保険			

※上記の年収は、当町の一般職員と同様の支給割合により賞与が支給された場合の金額です。

（参考）政府の社会保障審議会で検討されている「130 万円の壁への対応」は、勤務時間延長等による一時的な収入増により扶養の範囲を超えた場合に、事業者の証明により 2 年間被扶養認定を受けられるものであり、恒常的に扶養の範囲を超える場合は対象となりません。